

これD o ?システム利用規程

1 これD o ?システムの目的

NPOが求める備品について企業などから提供を受け、石川県NPO活動支援センター（「あいむ」といいます。）がその仲介を行うことにより、NPOの公益活動と企業などの社会貢献活動を支援することを目的とします。

2 備品の範囲

- (1) 文具、コピー用紙などの事務用品、机、イス、本棚、ロッカーなどのオフィス家具から空き部屋まで幅広く考えております。
- (2) パソコンなどの複雑な電子部品を使用する機器は未使用のものに限り対象とします。これは、提供者の情報セキュリティのためです。
- (3) オフィス家具などは使用済みでも使用に耐えるものは対象となります。

3 提供を受けることができる団体

石川県内の特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（町会など）、協同組合などの民間の非営利組織で、自主的、主体的に運営されているもの（「NPO」といいます。）

4 提供申出（提供備品登録）後の備品の取り扱い

- (1) あいむは、備品の運搬、保管、倉庫の斡旋を行いません。
- (2) 保管場所の都合などにより、引渡期限を設定する必要がある場合は、提供申出（提供物品登録）の際にお知らせください。

5 マッチング

- (1) マッチングはあいむが行います。
- (2) マッチングした備品について、NPOは、あいむが調整した日時、場所において現物確認を行います。
- (3) このシステムにのせた備品は、あいむによるマッチングまでは、引き渡し（受け取り）はできません。

6 備品の引き渡しとその後の取り扱い

- (1) 備品の引き渡しは、あいむが調整した日時、場所において行います。
- (2) 備品の搬送は、NPOが行います。
- (3) NPOが受け取った備品は、提供者に返すことはできません。また、補修、廃棄はNPOの責任において行います。
- (4) 備品の提供者の氏名、名称については、これD o ?のサイトに掲示するとともに、NPOが備品に貼付する（貼付可能なものに限ります。）シールに表示します。

7 費用

システム利用に係る費用は、原則として、無料とします。

8 その他

この規程に定めるもののほか必要な事項は、あいむが定めます。